

令和3年1月25日

令和2年度第7回大崎市農業委員会定例総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年1月25日（月）

午後1時30分開会～午後3時36分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

4. 審議議案

議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第67号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定  
について

議案第70号 買受適格証明願（農地法第3条関係）について

議案第71号 買受適格証明願（農地法第5条関係）について

5. 出席委員（26名）

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
3番 武 田 俊 美 委員	4番 佐 藤 裕 之 委員
5番 齋 藤 真理子 委員	6番 佐々木 正 彦 委員
7番 布 塚 幸 子 委員	8番 鈴 木 淳 也 委員
9番 菅 原 ひろみ 委員	10番 横 山 藏 人 委員
11番 中 鉢 守 委員	12番 渋 谷 裕 子 委員
13番 高 橋 英理子 委員	14番 佐々木 俊 通 委員
15番 下 山 信 行 委員	16番 只 埜 和 臣 委員
17番 菅 原 まり子 委員	18番 高 橋 順 子 委員
19番 中 條 泰 洋 委員	20番 菅 原 清 一 委員
21番 小野寺 正 晃 委員	22番 鈴 木 至 委員

23番 佐々木 渉 委員

24番 齋藤 浩 義 委員

25番 熊谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 委員

6. 欠席委員 (なし)

7. 遅刻委員 (なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 伊藤 文 夫

事務局次長 新堀 秀 一

事務局長補佐 小玉 康 裕

事務局長補佐 真田 賢 一

主幹兼係長 佐藤 昌 紀

再任主査 鈴木 仁 吉

事務所長 千葉 浩 昭

主幹兼係長 佐藤 孝

事務所長 門間 道 浩

午後 1 時30分開会

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

それでは、ただいまから令和 2 年度第 7 回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 (佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

続きまして、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしくお願ひいたします。

議長 (佐々木政直会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

その前に、議席番号を議長席に見えるように向きを変えていただくようお願いしたいと思います。

定足数13名、本日の出席委員は26名でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。12番渋谷裕子委員、14番佐々木俊通委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に小玉事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。それでは、審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、審議事項の報告に入らせていただきます。

〔報告1～2の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま報告1、報告2の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

何もないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号202

番から213番までの12か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第64号でございます。

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

12か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号205番と207番と210番、3か件についてですが、いずれも第三者に贈与ということで、理由が分かれば教えていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、ご説明させていただきます。

番号205番の第三者贈与につきましては、譲受人が農地法第3条許可で耕作していた農地で、譲受人である第三者に贈与するものでございます。その譲渡人の成年後見人から、この譲渡人所有の農地を全て手離すということで、1筆は2月の公社売買と、今回の農地と合わせまして2筆譲り渡すものでございます。あと1筆畑が残っている状況でございます。

続いて、番号207番でございます。第三者へ贈与する理由につきましては、今回の譲受人が耕作している農地を譲渡人が離農のため離したいということで、耕作していただいている方に譲り渡すものでございます。

続いて、番号210番でございます。こちら、今回の譲渡人が当該農地を相続しましたが、必要がないということで、誰か受け手がいないか探したところ、実家の隣の今回の譲受人が、これから圃場整備が入るということで、同じ農地、同じ圃場整備地内ということで贈与するということでございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

20番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか、ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。

番号202番と203番を耕作の便宜上で交換とありますが、面積が倍以上違います。何か状況が分かれば教えていただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、ご説明させていただきます。

番号202番、203番の交換ですが、番号202番の農地は、譲受人の屋敷前の畑ということであり、番号203番の農地につきましては譲受人の農地に挟まれた、圃場整備された条件のいい田んぼということで、金銭的には同等と判断しての交換です。交換による税金について税務署のほうは確認はしていないということではございますが、この件につきましては、税務署で確認するよう指導しております。

以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の+声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第64号、番号202番から213番までの12か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第64号、番号202番から213番までの12か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第65号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号14番、15番の2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第65号でございます。

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。

1月22日金曜日午前9時から、現地調査員13番、17番、21番、22番、23番、24番委員と事務局2名で現地調査を行っていただきました。

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号14番、15番について、21番委員、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。

議案第65号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、2件の調査をしてみました。

番号14番について報告いたします。資材置場、駐車場5台分を目的とした転用です。申請地の立地条件は、宅地と農地に囲まれており、南側に農地がありました。その申請地は今回、作付はありませんが、除草管理はされておりました。農地区分に関しましては、都市計画区域内で用途指定された区域であることから、第3種農地と判断いたしました。周辺農地への影響につきましては、南側の農地に面した所は法面処理と、雨水の排水に関しましては既設である北側の水路へ排水することで問題はないと見てきました。

続きまして、番号15番について報告いたします。自宅進入路を目的とした転用です。申請地の立地条件ですが、農地と宅地に囲まれたところであり、西側に作付されていない農地がありました。申請地の管理状況ですが、こちらはもう既に自宅進入路として使用されており、インターロッキングでの施工をされておりました。農地区分につきましては、10ヘクタールに満たない小集団農地の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。

今、番号15番はもう使用されていると報告がありました。これは事前着工により違反転用ということで、何かの措置が必要であると思いますので、よろしくお願ひします。

議長（佐々木政直会長）

ただいま10番委員からも、事前着工ではないかのご意見がありました。

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。

既に使用しているということで、経緯というものは分かるのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、ご説明させていただきます。

こちら、番号15番につきましては、自宅進入路を4メートルから5メートルとするため、平成19年に売買の上使用していたものです。ところが、昨今、売買したはずの隣人から土地を勝手に使用していると苦情があったため、裁判を行い、今回自分の土地と認められたため、現状に即して申請するものであります。こちらは、顛末書もいただいております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

20番委員、よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）



暫時休憩します。

〔午後 2 時 02 分から午後 2 時 06 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、議案第65号15番については先ほどご質問がありましたが、まとめを6番委員にお願いしたいと思います。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。

番号15番に関しまして、10番委員、20番委員より質問をいただきました。

休憩中に出された意見をまとめた結果、無断転用に該当するため、申請人より、会長及び県知事宛てに始末書の提出をしていただき、無断転用である旨の件を付して県に進達するというところでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号15番については、申請人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して進達するというところでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第65号、番号14番、15番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第65号、番号14番、15番の2か件のうち、14番1か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

番号15番1 1 案件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号168番から186番までの19案件のうち、番号174番は議案第67号の番号22番と関連であることから、番号174番1 1 案件については議案第67号と併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号168番から186番までの19案件のうち、番号174番1 1 案件を除く18案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第66号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号168番について、21番委員よろしくお願ひいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。

番号168番について報告いたします。

番号168番は、居宅1棟、駐車場3台分を目的とした転用です。申請地の立地条件は、宅敷地内の農地でした。申請地の周囲に関しましては、西側に育苗のビニールハウスと作付された畑がございました。申請地の管理状況は、現地調査を行った時には重機が入っており、もともと杭小屋があったのを解体して、ついでに周りにあるイグネ等の解体もしたというお話でした。農地区分に関しましては、

10ヘクタール以上の一団の農用地に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響については、東側には大きな広い圃場整備の圃場が広がっており、そちらの東側と申請地との間には水路があります。雨水の排水につきましては、そちらの申請地東側にある水路へ排水し、生活排水については浄化槽を用いることで、特に影響はないと見られます。

以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号169番について、22番委員から報告お願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。

番号169番について報告いたします。

居宅1棟、駐車場2台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、立地が宅地と農地に囲まれた土地になります。周囲の状況は、東側と南側が農地、西側がブロック塀と道路を挟んで宅地、北側も宅地になります。申請地の管理状況は、野菜が作付され、管理は良好でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された区域である第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水の排水対策は西側の側溝を利用し、生活排水は西側の下水へ流すことで処理を行い、また、南側に2メートル幅の道路をつけ、東側の農地を管理するので問題ないと見てきました。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

番号170番につきまして、13番委員お願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。

番号170番について報告いたします。

宅地分譲8区画を目的とした転用です。立地条件は、東側に宅地、南側に道路を挟んで宅地、西側に田、北側も田となっておりました。申請地の管理状況は、雪の下だったのですが、端々に稲株を刈った跡が見られましたので、田として耕作したように見受けられます。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された区域であることから第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については、

東側にL型の擁壁があり、北側には道路を挟んで水路があります。雨水の排水はそちらの水路に流し、生活排水は浄化槽を利用することから、周辺農地に影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号171番，172番，173番を22番委員，報告お願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。

番号171番についてご報告いたします。

宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地になります。申請地周囲は、東側と西側が宅地，南側が宅地と農地，北側が農地になります。申請地の管理状況は、一部は野菜が作付されていましたが、一部で農業用倉庫が2棟建ててありました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された区域にある第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響ですが、東側と南側と北側にL型擁壁を設置して、土砂等の流出を防ぎ、雨水の排水対策は、西側側溝へ集水枡を使って流すことで問題はありません。

続きまして、番号172番について報告いたします。

宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地になります。申請地周囲は、東側が農地，その他三方は宅地になります。申請地の管理状況は、除草管理が良好で、作付はありませんでした。農地区分は都市計画区域内で用途指定された区域である第3種農地です。周辺への影響は、東側と北側にL型擁壁を設置して、土砂等の流出を防ぎ、雨水の排水対策は、東側側溝へ集水枡を使って流すことで問題はありません。

続きまして、番号173番について報告いたします。中古車置場20台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、農地と宅地に囲まれた農地になります。周囲は、東側と南側と北側が道路を挟み農地，西側が宅地になります。申請地の管理状況は、大豆の作付後耕起がされ、管理は良好でした。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農用地，土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、宅地の拡張のため例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響は、北側は法面処理がされている上、農地へは道路を挟んでおり、また、雨水の排水については、自然浸透のほか北側の水路へ流すことで問題はな

いと見てまいりました。

以上になります。

19番（中條泰洋委員）

番号175番から180番までを、23番委員、報告お願いいたします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。

番号175番について報告いたします。

事務所、休憩所、コンテナ倉庫等の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側に建設中のポンプ場、南側は水路を挟んで水田、西側が水田、北側が水路となっております。申請地の管理状況ですが、事務所、休憩所、倉庫、あと残土置場、資材置場等で使用されております。農地区分は農振農用地で原則は転用不許可ですが、期間3年以内の一時的な転用であるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響につきましては、敷き鉄板がなされ、雨水につきましては南側の水路へ流すということで問題ないと見てきました。

続きまして、番号176番と177番が、使用者、状況が一緒ですので、併せて報告いたします。

工事用道路を目的とした一時転用であります。周囲につきましては四方とも水田となっております。申請地の管理状況ですが、道路と同じ高さに盛土をされ、敷き鉄板がなされており、水田との境はトンバックにて土砂の流出がないように処理されておりました。農地区分は、農振農用地で原則は転用不許可ですが、3年以内の一時的な転用であるため例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響につきましては、現状と同じくトンバックで土留めされ、雨水につきましても既存の排水路に流す予定となっております問題はないと見てきました。

続きまして、番号178番、179番、180番について報告いたします。

工事用仮設道路を目的とした一時転用です。申請地周囲の状況ですが、東側が水田、南側が道路、水路を挟み水田、西側が水路と道路を挟み水田、北側も水田となっております。申請地の管理状況ですが、水稻作付後に耕起されている状況でした。農地区分は、農振農用地で原則は転用不許可ですが、3年以内の一時的な転用であるため例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響につきましては、道路と同じ高さに盛土、敷き鉄板と法面処理がなされ、雨水につ

きましては自然浸透のほか、既存の水路へ流すことで問題ないと見てきました。

以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号181番，182番を，17番委員お願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。

番号181番について報告いたします。転用目的は太陽光発電パネル336枚の設置です。申請地周辺の状況は、西側が畑になっております。申請地の管理状況は、積雪のため全体の状況が分からない状態でしたが、確認できた一部分では、除草してありました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地の生産性の低い農地であるということで第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水の排水も自然浸透で処理することで問題ないと見てきました。以上です。

次に、番号182番について報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル200枚の設置です。申請地周辺の状況は、西側に宅地，東側が雑種地，北側に集会所です。申請地の管理状況は、ここも雪がありましたが、除草管理はされているように見てきました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水の排水を自然浸透で処理し、生活排水もないことから問題ないと見てまいりました。

以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号183番，184番，185番を，24番委員，報告お願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。

番号183番について報告いたします。事業用駐車場10台分を目的とした転用です。立地は、位置図を見ても分かりますが、建物の跡がありますが、現地は更地になっております。申請地周辺の状況ですが、東西は宅地，南側は道路を挟んで畑，北側は水路を挟んで畑でございます。申請地は草刈り管理されておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地で、土地改良事業の施工区域に属した第1種農地のため原則は転用不許可だが、隣接する土地と一体として同一事業の用に供し、当該事業の目的を達成する上で必要な農地の拡張のため例外的に許

可されるものとして見てきました。周辺農地への影響ですが、道路と水路に分断され、雨水は南側の側溝に流すことで影響はないと見てきました。

番号184番について報告いたします。太陽光発電パネル205枚の設置を目的とした転用です。立地は、小高いところにある段々の田です。申請地の周辺の状況は、四方を農地に囲まれております。申請地の状況は、半分は草刈り管理されておりましたが、残り半分は雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の農地の生産性の低い第2種農地として見てきました。周辺の農地への影響ですが、境界にはフェンスが回され、雨水の排水は自然浸透で処理することで問題はないと見てきました。

次に、番号185番について報告いたします。資材置場を目的とした転用です。立地は道路と同じ高さの農地です。申請地周辺の状況ですが、東側は宅地、南側は山林、西側は道路を挟んで畑、北側は水田とため池となっております。申請地は草刈り管理されておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地として見てきました。周辺農地への影響ですが、雨水の排水は自然浸透で処理し、道路に分断されているため問題はないと見てきました。

以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号186番を、17番委員、報告お願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。

番号186番について報告いたします。

転用目的は太陽光発電パネル324枚設置のためです。申請地周辺の状況は、西側と東側が田になっております。申請地の管理状況は、除草管理はしてあるものの、一部木が生えておりました。積雪があるため、全体の確認はできませんでした。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の生産性の低い農地で第2種農地と見てきました。周辺への影響は、雨水を自然浸透のほか、西側の水路に流すことで問題ないと思います。

以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

はい、19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

18か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。

番号186番について、事業の内容が申請した農地面積に対して大分少ないというか、事業の内容的にボリュームが薄いのではないかと思います。

それで、第2種農地の条件というのは、立地基準というか許可基準というのがありますが、他に代替性がなければここに許可するという基準があると思うのですが、ここでなければいけない理由というものが、もし事業計画等に書いてあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

調べますので、休憩をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後2時03分から午後2時05分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、こちら申請地を選定した理由でございます。

当該地は遊休農地であります。今後、当該地で農業を行う予定ではなく、周囲の状況から東側の川、北側は田及び廃屋、西側は田に囲まれているため太陽光発電事業を行う上では周辺へのリスクの低い土地であると考えました。

東側と南側に土地を残す配置となっておりますが、こちらについては法面のため、土地進入用にスペースの確保が必要であり、南側は太陽光発電パネルを



南向きに設置することから、南側に隣接する住居への反射光の配慮と作業用スペースの確保のために必要ですということが、申請の計画書には記載されています。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。

番号173番について聞きたいのですが、譲受人の職業が会社員で、住所が仙台市になっていますが、この人がこの中古車置場20台分のためにこの土地を求められていることから、ここで中古車販売を考えているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、ご説明させていただきます。

譲受人の方が働いている所は松島町で、所在地として構えてございます。目的は中古車販売、部品輸出入、中古建設重機の販売輸出入等ということで会社の登記簿を提出していただいております。松島町の事務所敷地内が手狭になったため、当申請地が事務所から11キロということで、平坦で整地が不要なこちらの物件を買い求めたということです。

申請地の隣に宅地があり、その宅地を買って、足りない分ということで今回の農地を買い求めるということです。こちらも施設の拡張ということで、隣にある宅地の半分の面積ということでの申請でございます。

議長（佐々木政直会長）

4番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。

番号171番ですが、申請地に建物の跡みみたいな感じに見えるのですが、これは農業用施設か何かでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号171番でございますが、建物の跡ということで位置図には見えております。先ほどの現地調査員の報告でもございましたが、農業用倉庫ということで、2棟建っていたのを確認してきております。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。

番号170番について、現地調査員の報告で、東側にL型擁壁が置いてあったという報告がありましたが、それは置いてあった、設置されていたのとは違いますよね。

議長（佐々木政直会長）

13番委員。

13番（高橋英理子委員）

13番です。

言い方が悪かったので大変申し訳ありませんでした。L型擁壁が設置されておりました。隣が住宅になっておりますので、その境に設置されておりました。

議長（佐々木政直会長）

8番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。

番号168番について質問があります。

現地報告によりますと重機があったということで、この重機は何に使うためにここに置いているのですか。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

はい，21番です。

私が現地調査してきたのですが，申請地以外の農地にも，今回，重機で取り払った残材ですとか，今回申請された農地以外の所まで及んでいるというのがありますが，今回まだ許可も出ていない現状で，今日はボーリング調査も入っていた状態です。現地調査当日は重機で水路等のならし方とか，地ならしとかもしていた状況でした。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

了解しました。

事前着工だと思いますので，何らかの処置ということで審議したほうがいいと思っています。

議長（佐々木政直会長）

番号168番に関連して，皆さんのほうから質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号168番について，事前着工ではないかという話が出ていますので，始末書をどちらからいただくのか，きちんと審議されたほうがよろしいかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員の意見で，譲受人，譲渡人，どちらから始末書をいただくかというようなことを皆さんで審議していただきたいということです。

番号168番に関して，何かご質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。

譲渡人が譲受人の父親であり，譲受人である息子が，なかなか自宅にいないので，譲渡人が，地ならし等をお願いしていた経緯があったようなので，譲渡人からの始末書の提出だと思います。

議長（佐々木政直会長）

21番の説明，20番からの質疑を踏まえまして6番委員，まとめをお願いいたし

ます。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。

番号168番に関しまして、20番委員より質問があり、さらに21番委員より現地の説明を詳しくしていただきました。

その結果、既に重機が入り、申請地内を整地しているということで、転用許可を得ない状態での事前着工であり、違反転用ではないかということでもありますので、譲渡人より会長及び県知事宛てに始末書を提出していただき、違反転用である旨の意見を付して県に進達するという事でまとめたと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの番号168番について、6番委員よりまとめていただきましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ご異議がなければ、番号168番については、譲渡人より会長及び県知事宛ての始末書の提出、そして無断転用である旨の意見を付して進達することにいたします。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第66号、番号168番から186番までの19か件のうち、議案第67号関連の番号174番1か件を除く18か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第66号、番号168番から186番までの19か件のうち、議案第67号関連の番号174番1か件を除く18か件のうち168番を除いた17か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、番号168番1か件については、譲渡人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第67号農地転用事業計画変更承認申請について、番号22番、23番の2か件と、議案第66号、番号174番1か件を合わせた3か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第67号でございます。

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

はい、19番です。

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号22番、関連議案第66号174番につきまして、13番委員、報告お願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。

議案第67号の事業計画変更番号22番、議案第66号の番号174番と関連です。

こちらは既に宅地として整備されており、東西南北住宅に囲まれております。申請地の管理状況は整地された状態のまま、管理は良好と見てまいりました。隣地の境界も、東側に道路を挟んで住宅、北側も道路を挟んで住宅、あとは宅地の敷地内にあります。雨水の排水は北側道路の排水溝、東側道路の排水溝に流すものと見てまいりました。特に周辺に影響はなく、現在は、宅地としてよく管理されている状態であると見てまいりました。

以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第67号、番号22番、23番2か件と、議案第66号、番号174番1か件を合わせた3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第67号、番号22番、23番2か件と、議案第66号、番号174番1か件を合わせた3か件について意見相当と認め、県に進達いたします。  
ここで、午後3時まで暫時休憩いたします。

〔午後2時50分から午後3時00分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号462番から491番の30か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

議案第68号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号482番は●番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号482番1か件を先に審議することといたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室・着席願います。

〔●番 ●委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第60号、番号482番の1 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第60号、番号482番の1 案件を承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

〔●番 ●委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

続いて、番号482番1 案件を除く29案件についての質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、29案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第68号、番号462番から491番の30案件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第69号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3 項による意見決定について、番号89番から92番までの4 案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第69号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

4 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。

番号89番と90番ですが、この利用権設定を受ける方の住所が、これはアパートか何かの住所だと思いますが、機械の所有状況とか、ちゃんとした機械を持っているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号89番、90番についてご説明申し上げます。

権利の設定を受ける者ということで、こちらの方につきましては、昨年2月の農地部会で新規就農ということで申請された方でございます。こちらの方につきましては、岩出山地域に農地をお持ちの親の方から相続を受け、その農地を営んでいるというような状況でございまして、親御さんの農業用機械を使用して今は農業をしているということで、規模拡大ということでございます。

以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいですか。

10番（横山藏人委員）

10番です。この古川地域の江合錦町から、岩出山地域のこの農地の現地まで通うのに時間はどの位かかるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら、15分から20分位だと思います。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいですか。

10番（横山藏人委員）

10番です。車でということですか。

そして、先程の説明では、岩出山地域に農地と農機具があるということでしたので、車での移動だと思いますが、アパート暮らしの人が農家なのかと、少し腑に落ちないところがありました。説明で分かりましたので、以上です。



議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第69号、番号89番から92番までの4か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第69号、番号89番から92番までの4か件について承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第70号買受適格証明願（農地法第3条関係）について、番号8番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、議案第70号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。

この住所と申請地の場所が少し離れているということと、あと現在の経営面積に対して、今回の競売の面積が数字的に少し近いというか、この住所から通って作付を本当にできるのかお聞きします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら、申請地を取得後は米を作付するということで、営農計画は出しておいていただいております。

また、参考となるべき事項といたしまして、家族3名ということで、3名全

員で農業をやるということではございます。農地所有につきましては、営農計画書のほうは記載はありませんが、農機具については借用してやるような形だと、今回の証明願の書類からは見受けられるところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。

この申請地は、この人が落札するかどうかは分からないとしても、今日の農地法第5条の番号170番で申請があった土地のすぐ近くで、周辺がもう宅地化されているという状況の中で、本当にここを作付するのか少し疑問な点がありますので、去年までの状況はどうだったのか分からないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

去年までの状況といいますと、農地での状況ということでございますか。（「作付面積」の声あり）。作付はされていたようでございます。

こちらの農地は、次の議案第71号で農地法第5条関係の買受適格と同一の場所でございます。次の議案で現地調査員の報告がございます。そちらの報告を参考にさせていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

10番委員，よろしいですか。

10番（横山藏人委員）

10番です。営農計画が出ているということですが、作付計画は水稻を作るといふことなのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

栽培作物として米ということで、10アール当たりの収量見込みといたしまし

ては、480キロの見込みとして事務局へ提出していただいております。

議長（佐々木政直会長）

10番委員，よろしいですか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。

もし何かプライベートに関わることがあれば，休憩にさせていただきたいと思えます。この方の経営面積がありますが，今まで，どのような作付け，農業の経営内容でやってきたか。この方の，農機も何もないらしいですが，7反8畝の農地を持っていますよね。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちらの農地につきましては，田んぼがメインであります。

航空写真等を見ますと，作付されているように見受けられておまして，賃借契約等は見当たらなかったものですから，どこかの方と作業受委託しているのかという感じでは見ております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

農地法第3条ということで，耕作目的ということで，何年間の誓約書ってというのはあるのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

新規就農の方には，3年3作の誓約書をいつもいただいております。あとは営農計画書や栽培指導者名の資料とかです。機械の所有，借用等について書類をいただいているというのは，新規就農の時にはございます。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

それは了解しました。

ただ、今回の買受適格証明願については、3年間の耕作の誓約書というのはいのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

状況に応じて必要ということであれば、誓約書とか新規就農に準じて機械の保有とか、そういうものの確認のためということで、農地法第3条での買受適格の場合、耕作を目的とした農地の取得であることから、買受適格証明を発行する際に、条件というわけではございませんが、誓約書等を出していただくという方法はあるとは思いますが。

議長（佐々木政直会長）

20番委員、よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

了解しました。それで進めてください。お願いします。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第70号、番号8番の1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第70号、番号8番の1か件について、（農地法第3条関係）買受適格者として証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第71号買受適格証明願（農地法第5条関係）について、番号1番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

議案第71号でございます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。

現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号1番について、13番委員、報告お願ひいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。

議案第71号の買受適格証明願の番号1番について報告いたします。これは農地法第5条に関して、先ほどの農地法第3条で出ました同じ土地でございます。

申請地周辺の状況は、東側が宅地、南側が宅地、西側が農地、北側が宅地、宅地に囲まれた13区画ほどの農地であります。現地は雪の下でよく見えませんが、端々に耕作された稲株が見えましたので、水田として昨年作付されたように思われます。西側には、側溝があり、そちらのほうに排水するものと思われまゝ。東側にはビニールハウスがあり、少しの畑がありました。あとは宅地に囲まれていますので、周辺の農地への影響はないと思われまゝ。

以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

1 案件について質疑を承ります。質疑ございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第71号、番号1番の1 案件を了としてよろしい

でしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第71号、番号1番の1か件について、（農地法第5条関係）  
買受適格者として意見相当と認め、県に進達いたします。

これで、審議事項を終了いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（新堀秀一事務次長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ないようですので、これで令和2年度第7回大崎市農業委員会定例総会を閉会  
いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時36分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月25日

会 長 佐々木政直

委 員 渋谷 裕子

委 員 佐々木俊通